

施策の推進の方向

番号	項目	意見等	数	府の考え方
103	3-(6)	取組むべき施策に、「所有者のいない猫の適正管理で、処分数を減らす効果の高い「飼い主のいない猫対策」(地域猫)の行政主体の推進を希望。例：ケージの貸出し数増、避妊手術費用の補填など。	1	P16 取組むべき施策に記述しております、所有者のいないねこ対策[大阪府版所有者のいないねこの適正管理検討事業(仮称)], [飼いねこの室内飼養の普及啓発]を図っていきたいと考えています。
104	3-(6)	P16「所有者のいないねこ対策」として、大阪府版所有者のいないねこの適正管理検討事業を検討、ガイドブック作成などが計画に盛り込まれているが、ねこ飼養管理支援コーディネーター養成・適正管理ガイドブック作成・取組モデル地域指定に加えて、TNR活動の具体的支援(例えば、市町村の協力による捕獲や不妊去勢手術費用の補助金等の支援)を検討し明記していただきたい。	1	ご指摘のTNR活動の具体的支援、例えば市町村の協力による捕獲や不妊去勢手術費用の補助金等に関しましては、各自治体の判断によるものであり、本計画案に盛り込むべきものではないものと考えています。
105	3-(6)	飼い主のいない猫対策 飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について、住民に正しい認識をして貰うための普及啓発活動を強化し、飼い主のいない猫の不妊手術を行政が主体となって行うことを希望する。(予算措置が必要だが、少なくとも避妊去勢への助成金制度の拡充は不可欠であろう。) 実質的活動は、ボランティアやセンター職員などにより行われることになるが、地域住民への理解を得ること、係る費用の負担は全面的に行政の責任で、費用についての予算措置は国(環境省・財務省)および都道府県に求めていくものとする。具体的には、ボランティアなど活動者に向けたパンフレット等を作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知させること。同時にボランティアが活動しやすい環境を作るため、飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について住民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発の強化支援を行うこと。また、公共施設などでの飼い主のいない猫対策の取組みの推進として、公園や河川敷等公共施設などで発生している猫の問題に対して、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が協力し、飼い主のいない猫対策を行うことができるよう検討し支援することなど。(同時に地域の獣医師会にもそうした活動に協力して戴けるよう、十分な啓発活動を行い理解ある獣医師をふやすこと。)	58	
106	3-(6)	飼い主のいない猫対策 飼い主のいない猫対策は、地域猫として生かしてほしい。これ以上増やさない趣旨や手法について、住民に正しく説明し、飼い主のいない猫の不妊手術を行政が主体となって行うことを希望する。	1	
107	3-(6)	地域猫及び動物保護に関して明確なルールを定め、ルールを逸脱する人間を動物保護に関わらせないようにする。ルールの案として、 ・保護をする地域を設定し、地域内の保護動物の数を把握し公開する ・地域猫活動を行う場合、保護する数、ボランティアの数、管理責任者、餌やりの場所等を行政側に申請し、許可を得る ・行政は、地域猫として登録された猫の不妊去勢及びケガや病気治療の援助を行う ・地域猫として登録されていない猫への餌やりは原則禁止とする ・餌やりの時間場所を固定し、排せつ物の処理及び地域猫が地域住民に与えた被害についてはボランティアが責任を持って対処する ・ボランティアの数と保護動物の数を比較し、人間の数に対して動物の数が多すぎる場合、行政側がセンター等に譲渡目的で保護する ・地域猫活動開始から数年経っても保護されている猫の数が減少しない場合及びボランティアが責任を果たせていないと判断された場合、その地域は不適格とし、広報等で該当住民に知らせた上で行政側の支援を取りやめる。また、不適格地域での地域猫活動は数年間禁止とし、再度申請し許可が下りるまでは餌やり等も行うことができない ・地域猫不適格とされた地域での猫の処遇については、上記と同じく行政が譲渡目的での保護を行う ・ボランティア側の意識が低く改善が望めない場合、行政側は地域猫の申請を却下することができる。	3	P16 取組むべき施策に記述しております、所有者のいないねこ対策[大阪府版所有者のいないねこの適正管理検討事業(仮称)]及び[飼いねこの室内飼養の普及啓発]を図っていきたいと考えています。 ご意見の趣旨は、施策の実施の際に参考とさせていただきます。
108	3-(6)	P16「・・・所有者のいないねこの数を減少させていくための支援を検討する」とあるが、現在のような善意のボランティアや愛護団体に頼るだけでは限界があるというのは明白です。行政には「支援」ではなく「主導」を取り、真剣に取り組む姿勢を求める。各部署と協力しながら責任を持って手術(増やさないため)管理全般を行えば殺処分数減少、無責任なねこを捨てる人への抑制にもつながると考える。安易な殺処分、放置ではなく、増やさない、捨てさせない、の立場を行政は明確にすべき。	2	
109	3-(6)	P16 取組むべき施策 所有者のいないねこ対策について ねこの殺処分数、及び行政機関に寄せられるねこの飼養等に関する相談や苦情の件数を分析すれば、その多くが所有者のいないねこに起因していることは明白な事実である。 ねこの処分数及び苦情の削減について、大阪府が真摯に取り組む姿勢があるのならば、「地域に生息する所有者のいないねこに・・・(中略)・・・所有者のいないねこの数を減少させていくための支援を検討する。」との記載では弱腰であると考えます。 現在、所有者のいないねこの数を減少させるための避妊去勢手術は、善意の動物愛護団体や個人ボランティアが実施している。行政は住民の苦情を受けてやむなく殺処分しているというスタンスで、あえて積極的な関与をしないようにしていると思われる。 今回の計画の策定を期に、発想を転換し、府民から相談苦情が寄せられた場合には、行政がイニシアチブを発揮し、獣医師会、動物愛護団体、地域住民、個人ボランティア等に理解と協力を求め、行政の責任の下、避妊去勢手術の実施、規則的な給餌、排泄物の処理、健康管理等を実施するべきである。そうすれば、殺処分数、むやみな餌やり、糞尿等による生活環境の汚染は必然的に削減されると考える。	1	

番号	項目	意見等	数	府の考え方
110	3-(6)	<p>動物による危害や迷惑問題の防止について 現状と課題 多頭数飼育者になる背景及び理由(欧米でいう精神病理学的因子が原因とされるアニマル・ホーダーとの比較や考察研究等)の解明と個人の持つ、動物観・死生観・価値観等多岐にわたり複雑である事を念頭に置いた上で、問題の多い多頭数飼育ができない状況を法的・社会的に作り出しながら整備していく必要があります。</p> <p>所有者のいない猫対策について 動物の個体数は、出産数だけで増減するものではないと言われます。生き物である以上、一定の割合の個体が死んでいき、個体数は、生まれてくる数と死亡する数と移出入する数の相殺で決まるといわれています。現在進行形で行われている他府県の餌付け猫形態は、餌やり、捕獲可能な猫だけの繁殖制限処置、管理者の目の届く範囲での清掃、糞尿の始末などを条件とし、一世一代の生を全うさせるという触れ込みです。しかし、その効果については、以下の理由により疑問があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・餌い主のいる猫についても、餌い主の多くが飼養管理の楽な野良猫同様の放し餌をしている。当然ながら餌い猫の多くも繁殖制限処置をしていない。 ・違法行為の遺棄も現実論として取り締まることは不可能である。このことが野良猫の個体数の増加に繋がっている事 ・地域のコンセンサスを得ることを前提にしているとは言え、猫の行動に一定の制限を加えてない事から派生する他の猫の移出入による繁殖制限処置の技術的困難さと繁殖制限処置の効果への疑問 ・繁殖制限処置によって手術を受けた猫の出産数を抑え込む事は出来るが、処置できなかった猫は餌付けにより増加するので繁殖制限処置をやり続けなくてはならない。 ・猫の行動に一定の制限をしていない事から引き起こされる糞尿、爪とぎ、鳴き声、マーキング等、これらのすべてを解決できない。 ・餌付け猫がいることによって、遺棄が誘発され苦情の再生産に繋がる事 ・所有者、占有者としての管理責任の所在が曖昧であり、法が謳う餌い主責任を薄めさせる 	1	<p>P16 取組むべき施策に記述しております、所有者のいないねこ対策[大阪府版所有者のいないねこの適正管理検討事業(仮称)], [餌いねこの室内飼養の普及啓発]を図っていきたくと考えています。</p> <p>ご意見の趣旨は、施策の実施の際に参考とさせていただきます。</p>
111	3-(6)	<p>住宅街での野良猫対策として地域猫活動の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行ってほしい。特に下記に該当する者へ行政が強く指導を行い、その後改善しなければ何らかの罰則を科せられるような条例の改善等が必要だと思ふ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域猫と称して中途半端な活動をする人 ・無責任な餌やりや不妊手術に協力しない人 ・地域猫活動を拒絶し妨害する人 <p>そして行政はボランティアをちゃんと支援してほしい。</p>	1	
112	3-(6)	<p>住宅地ではなく、公園や河川敷、公共施設など行政管理の土地での餌い主のいない猫対策の取組みの推進として、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が協力し、餌い主のいない猫対策を行うことができるよう検討し支援すること。</p> <p>具体的には、ボランティアと連携し、現場の状況把握、ボランティアの活動への支援(獣医師会等への働きかけ不妊手術の実施、餌場やトイレ設置、人手の確保、餌やりや遺棄・虐待に関する看板設置等の啓発強化)等を行うこと。</p>	1	
113	3-(6)	<p>動物の不適切飼育による迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成し、飼育に関する継続的な指導や所有権剥奪などの取締りを行うよう事を希望する。</p> <p>特に虐待が疑われる事例が発生した場合には、専門の調査員と区市町村や動物愛護推進員が、警察と連携して、虐待の通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにする。虐待や動物愛護管理法違反事例、狂犬病予防法事例が発見された場合は、警察とボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり必要に応じて、動物の保護及びその所有権を剥奪できることとする。(動物愛護管理に関する専門の調査員・調査員が所属する機関は、動物愛護先進国の手法等により創設育成する方向で、根拠法律制定を国に、条例制定を都道府県にそれぞれ求める。動物に関する専門の調査員はできるだけ特別司法警察職員とする方向で国に立法措置を求めていくこととする。)</p>	59	<p>権利義務に関する事、又は、所有権の剥奪等財産権に関する事は、本計画案に盛り込むべきものではないものと考えています。また、動物愛護推進員等が調査等を行うには動物愛護管理法等、法令の改正が必要な措置となります。</p>
114	3-(6)	<p>P16 (6)動物による危害や迷惑問題の防止 取組むべき施策 所有者のいない猫対策 「大阪府版所有者のいないねこの適正管理検討事業」に以下の記述を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・餌い主のいない猫対策の拡充 <p>1. 餌い主のいない猫対策の推進 効果的対策が見出せずに苦慮している地域、子猫の引取り件数の多い地域を抱える市町村に対し、県(府)の作成したガイドラインを参考とした取組みの導入を支援したり、住民が主体的に取組む地域を指定して、動物愛護センター等が不妊去勢手術などの協力をを行うなど支援策を充実していきます。</p> <p>2. 餌い主のいない猫対策の普及啓発 餌い主のいない猫対策が単なる餌やりと誤解されたり、地域での対立を招いたりすることを防止するため、ボランティア等活動者に向けたパンフレット等を作成し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知していきます。同時にボランティアが活動しやすい環境を作るため、餌い主のいない猫対策の趣旨や手法について県(府)民の理解が進むよう、市町村を通じた普及啓発を強化していきます。</p> <p>3. 公共施設などでの餌い主のいない猫対策の取組みの推進 公園や河川敷等公共施設などで発生している猫の問題に対して、県(府)内関係局や施設等の管理者、市町村、ボランティア等が協力して餌い主のいない猫対策を行うことができるよう検討し、支援していきます。</p>	9	<p>ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案に盛り込まれているものと考えています。</p> <p>(P16 取組むべき施策「所有者のいないねこ対策地域に生息する所有者のいないねこ・・・生活環境が汚染される事態に対し、地域住民が合意の上、・・・生活環境被害を軽減し、・・・所有者のいないねこの数を減少させていくための支援を検討する。」及び「 周辺の生活環境の保全として、・・・市町村との協力体制の確立を図る。」)</p>
115	3-(6)	<p>猫の放し餌及び無責任な餌あげ(の禁止)</p>	1	<p>本計画素案に盛り込まれている「ねこの室内飼いの促進」と「所有者のいないねこの適正管理」で、ご指摘の趣旨を踏まえ検討したいと考えています。</p>
116	3-(6)	<p>P16 所有者のいないねこ対策 に以下の『』内の文章を訂正追加 地域に生息する・・・事態に対し、『ねこにも命があることを鑑み、』これらのねこの飼養に関し・・・支援を検討する。『餌い主のいないねこ対策の趣旨や手法について、府民の理解が進むよう普及啓発を行い、地域住民の合意が得られるようにする。』</p>	1	<p>動物の愛護及び管理の観点から、所有者のいないねこの適正な管理を検討及び推進するものです。ご指摘の趣旨は、すでに本計画素案に盛り込まれており、追加訂正の必要はないものと考えています。</p>

番号	項目	意見等	数	府の考え方
117	3-(6)	取組むべき施策 所有者のいないねこ対策 に追加 [不妊去勢への助成金制度の拡充] 地域猫に限って獣医師による低価格での手術協力	1	ご指摘の、不妊去勢の助成金制度の拡充に関しましては、各自治体の判断によるものであり、本計画案に盛り込むべきものではないものと考えています。
118	3-(6)	・飼主のいない猫の繁殖制限について、親猫の手術することが必須である。よって、助成金の拡充をはかる。 ・引取りを依頼する場合は、野良犬野良猫でも費用請求する。 ・負傷猫などの引き取りの場合、重篤な場合は麻酔などによる個体の安楽死を行い、それ以外の場合はセンターや保健所で避妊去勢手術を行い元いた場所に戻す。	1	・不妊去勢の助成金制度に関しましては、各自治体の判断によるものであり、本計画案に盛り込むべきものではないものと考えています。 ・引取り手数料に関しましては、条例の改正が必要な措置となります。
119	3-(6)	野良猫問題はどの地域でもあること、そういった猫たちを増やさないためにも各地域で不妊去勢手術を促進するよう呼びかけを、そのため、飼主不明猫への不妊去勢手術助成金制度を府下各市町村に導入を。	1	避妊去勢措置の促進に関しましては、すでに本計画案に盛り込まれているものと考えています。なお、後段の不妊去勢の助成金制度に関しましては、各自治体の判断によるものであり、本計画案に盛り込むべきものではないものと考えています。
120	3-(6)	所有者のいないねこに関しては、その習性から地域猫と位置づけ地域で見守っていくべきである。地域猫の啓発とルール作りは正しい知識のもと行政が主体となりコーディネーターと共に地域住民の理解を得よう努力すること。また、地域の獣医師の協力を得ながら不妊去勢手術を進めていくことでむやみな繁殖を避け致死処分数の減少に大いに貢献すると思う。	1	本計画案に盛り込まれている「所有者のいないねこ対策」で、ご指摘の趣旨を踏まえ検討したいと考えています。
121	3-(6)	最近は集合住宅でも動物を飼養できるところが増えているにもかかわらず、団地などでは以前から飼養禁止のルールが変わっていない。隠れて飼っている飼主との問題は各地で起こっており動物との共生していけるように行政が指導や助言をしないとこれから致死処分をされてしまう動物が増えてしまうのではないかとおもわれるので、民間の団体に対しても積極的に介入してもらいたい。	1	ご指摘の趣旨は、すでに本計画案に盛り込まれているものと考えています。 (P16 取組むべき施策「集合住宅での動物飼養のルール作りを検討し、近隣住民と協調した適正飼養を推進する。」)
122	3-(6)	所有者のいない猫対策 餌やりのみの行為の禁止。避妊去勢の徹底、飼猫でも所有者のいないねこみなされて避妊去勢されても問題にならないようにするためにも飼猫の避妊去勢の義務化を制定すべき。 低料金で避妊去勢手術を行うボランティア獣医師を募る。 避妊去勢済みの印を耳にカットを入れる、ピアスをつけるなど良い方法を統一して府民に知らせる。 野良猫の避妊去勢のための補助金の支給が必要。 大阪府と大阪市などが積極的に地域猫推進を推し進める。	1	義務化等につきましては、法令の規定が必要な措置となり、本計画案に盛り込むものではないものと考えています。 避妊去勢の助成金制度につきましても、各自治体の判断によるものであり、本計画案に盛り込むべきものではないものと考えています。 その他の意見につきましては、要望としてお受けすることとし、本計画案に盛り込むべきものではないものと考えています。
123	3-(6)	集合住宅の多くはペット飼養禁止となっているので、動物が嫌いな人はペット飼養禁止を過度に振りかざす傾向がある。ペット飼養可としなくてもペット飼養禁止を廃止し、ペットクラブの設立を義務付け、会員間で迷惑をかけないルールを作り苦情に対応する方法が現実に即している。 府営住宅、市営住宅、JR都市機構などの公営住宅がペット禁止の規則を撤廃すべきである。	1	個々それぞれの集合住宅での規約に関するものであり、本計画案に盛り込むべきものではないものと考えています。